

北上市告示甲第48号

北上市人口減少地域地域拠点形成住宅取得支援事業補助金交付要綱（令和2年北上市告示甲第26号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年5月28日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 人口減少地域 北上市地域づくり組織条例（平成24年北上市条例第39号）に定める立花、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀及び岩崎の地域をいう。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(補助金の対象住宅)</p> <p>第3 補助金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の各号に掲げる対象住宅の所在に応じて当該各号に定める日（以下「基準日」という。）以降に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定により、住宅</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 人口減少地域 北上市地域づくり組織条例（平成24年北上市条例第39号）に定める立花、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀、<u>岩崎及び藤根</u>の地域をいう。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(補助金の対象住宅)</p> <p>第3 補助金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の<u>ア及びイ</u>に掲げる対象住宅の所在に応じて<u>当該ア及びイ</u>に定める日（以下「基準日」という。）<u>（ただし、藤根の地域の基準日は令和8年4月1日とする。）</u>以降に、</p>

の建築に係る確認の申請書（以下「確認申請書」という。）  
）が受理されたものであること。

ア・イ [略]

(3)～(5) [略]

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定  
により、住宅の建築に係る確認の申請書（以下「確認申請  
書」という。）が受理されたものであること。

ア・イ [略]

(3)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。